

# 大衡村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

大衡村教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 1
2. 目標 . . . . . 2
3. 計画の期間 . . . . . 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 5

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 趣旨

大衡村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本計画」という）は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、教育職員の業務量の適切な管理及び健康の確保を図るため、学校における取組を計画的に推進することを目的として策定するものである。

近年、学校における教育活動の多様化や複雑化に伴い、教育職員の業務量が増大し、長時間勤務が課題となっている。こうした状況を改善し、教育職員が心身の健康を保持しながら、児童生徒により良い教育を提供できる環境を整備することが求められている。

このため、本計画においては、教育職員の勤務実態を的確に把握し、業務の適正化及び効率化を図るとともに、健康保持増進のための措置を講ずることにより、教育職員が安心して教育活動に専念できる職場環境の実現を目指す。

あわせて、大衡村教育委員会（以下「教育委員会」という）と学校が一体となって取組を推進し、教育職員の意見を踏まえつつ、継続的に計画の見直しを行うことで、持続可能な学校運営と質の高い教育の実現を図る。

### (2) 本村の現状

- 本村では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	職員1人あたりの 月平均	月45時間を 上回った割合	月80時間を 上回った割合
小学校	月26時間	13%	2%
中学校	月43時間	44%	10%

- 小学校と比べると中学校において、時間外在校等時間が月45時間を超える割合が多くなっている。したがって、特に中学校において業務負担の軽減を図ることによって教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

○ 本計画において下記期間内に達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における時間外在校等時間の合計を360時間以下にする
- ・ 1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる  
(令和7年度の数値：10.6%)
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を引き続き推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における学校の自主的な見回りは行わないこととする。
- ・ 放課後の保護者による通学路の見守り活動を引き続き推進する。
- ・ 補導された児童生徒の引取りについては、警察等関係機関との連携を十分に図り、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 首長部局とも連携しながら、教育委員会における相談体制や対応方法を充実させ、学校が専門家等を活用できる環境整備についても検討を進める。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

- ・ 村から発出する各種調査について、事前に精査し回答に係る事務的作業を軽減することで学校の事務負担を軽減する。
- ・ 各種調査が県経由で発出される場合においては、県にも事務負担の軽減の協力を求めることを検討する。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ ICT支援員の活用により、学校のICTに係る負担や課題を軽減する。

◇部活動

- ・ 地域への部活動展開を推進しつつ、活動時間等の適正化を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇給食の時間における対応

- ・ 食に関する指導については、栄養教諭が対応する。

◇授業準備、学校行事の準備・運営

- ・ 各学校にスクール・サポート・スタッフを配置し、教師の業務をサポートする。

◇学習評価や成績処理

- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業

準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

#### ◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 各学校に学校生活支援員を配置し、特別な配慮が必要な児童生徒への対応に係る教育職員の業務負担を軽減する。
- ・ 大衡村こども家庭センターとの情報共有を密にし、連携した対応と支援を行う。
- ・ 学校へ登校することが難しい、学級へ入ることができない児童生徒に対しては、心のケアハウスのスタッフが支援を行う。

#### (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃の時間や頻度の見直しなど、学校行事を含めた教育課程編成の工夫を行う。

#### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、本人の希望により医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実

施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

- ・ 長期休業期間等において年次有給休暇を連続して取得できる取組を各学校へ働きかける。
- ・ 各学校において1週間のうち平日1日を定時退校日と設定するよう推進し、長期休業等の期間中には閉庁日を定める。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・ 学校で児童生徒等の支援を担う専門的な知見を有する人材の確保について、関係部局、関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、学校で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りを行い、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援や指導を実施する。
- ・ 教育職員自らが対話的、自律的に学校の課題を解決する文化や風土を醸成するため、学校における業務改善を支援し、教育環境の改善と教育職員のモチベーションの向上を図る。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに宮城県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修に積極的に参加するよう周知する。また、

教育委員会は校長会等にて、児童生徒、教育職員に関わる情報や学校運営に関する情報等を共有し、助言支援を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。